

公営住宅等整備基準の一部を改正する省令案について

1. 背景

地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）において、公営住宅については、「整備基準について国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を平成20年度中に講じる。」とされていることから、「公営住宅等整備基準」について所要の改正を行う。

2. 改正概要

①公営住宅の床面積の基準緩和

公営住宅の床面積の合計は、19平方メートル以上80平方メートル以下（特別の事情により特に規模の大きなことを必要とする公営住宅にあつては85平方メートル以下、既存ストックの買取りや借上げにより公営住宅を整備する場合は上限なし）と規定しているところ、上限を廃止し、19平方メートル以上とする。

②公営住宅等の整備に関する基準の特例

床面積を含め公営住宅整備に関する全ての基準については、地方公共団体が異なる基準を定めることができるように規定を設ける。

3. スケジュール（予定）

公布：平成21年3月下旬

施行：平成21年4月1日